

## 立山バス排出ガス規制の実施状況（令和２年度）

条例に基づき、立山バス排出ガス規制の実施状況について、次のとおり公表します。

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例 抜粋

（実施状況の公表）

第 11 条 知事は、毎年、この条例の規定に基づく指導、勧告等の実施状況を公表するものとする。

### 調査の中止

例年、規制対象区間を運行するバスについて、立山室堂ターミナル駐車場等で県職員による調査を実施し、指導等を行っておりますが、本年度は、新型コロナウイルスの影響により、同ターミナル等におけるバス利用が極端に少ない状況に鑑み調査を中止することとしました。